

第29回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：平成31年3月22日（金）午後2時～午後4時10分
場 所：消費生活総合センター研修室

1 はじめに

○土井部長（くらし安全推進部）

定刻となりましたので、ただ今から第29回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます、くらし安全推進部長の土井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、当懇話会でございますけれども、公開とさせていただきます。既に市民の方の傍聴もございますので、どうぞよろしく願いいたします。

懇話会の委員につきましては、お手元の委員名簿のとおりでございます。なお今回から直野信之様に代わりまして、公益財団法人京都新聞社会福祉事業団常務理事の藤木泰嘉様に新たに委員に御就任いただいております。

また本日は、安保様、竹田様、矢野様、山田様におかれましては、所用により御欠席されております。

また山田委員におかれましては、懇話会の市民公募委員として在籍をいただいておりますが、本年4月から公務の仕事に就かれることになっております。「京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針」におきまして、市民公募委員の選任に当たりましては、公務員でない者を対象としているため、懇話会の委員として在籍いただくことができませんので、3月末をもって懇話会委員を御退任されることになっております。

それでは開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、文化市民局長の吉田から挨拶を申し上げます。

○吉田局長（文化市民局）

文化市民局長の吉田でございます。本日は年度末の大変お忙しいところ、第29回京都市人権文化推進懇話会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

常日頃は京都市の人権文化推進の行政におきまして、御理解、御協力をいただきまして、大変ありがとうございます。この場をお借りしまして、お礼を申し上げたいと思います。

昨年は、京都市が世界文化自由都市宣言を都市の理想像として掲げてから40年、そして国連で世界人権宣言が採択をされてから70年という年でございました。私どもも、若い方にこの世界人権宣言の理念、内容をしっかりと周知をしていくことを掲げまして、色々と取組を進めてきたところでございます。

今年の1月にヒューマンステージ・イン・キョウトを開催いたしまして、SDGsということで、「誰一人取り残さない」という理念をテーマとしまして開催しました。吉本興業様に御協力いただき開催したということもございまして、応募のときからも非常に人気がございまして、大体600人強の方が参加をいただいていたと聞いております。吉本興業様の広報においても、このSDGsや京都市の人権の取組ということをしかりと伝えていただいております。若い方にもそういった取組が、周知できたかなと思っております。

SDGsの取組に関して言いますと、日本経済新聞が実施した全国の自治体におけるSDGs先進度調査で、これまでの京都市の色々な取組が評価をされ、京都市が全国で1位となりました。今後もこのSDGsの達成に向けまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また人権の取組でいいますと、13回目になったかと思うのですが、四字熟語人権マンガというのを募集しております。子どもから大人まで600名近い方から応募が毎年ございます。

そういった、地道ではございますけれども、人権の意識啓発の取組をしているところでございます。

ただ昨今社会的に言われております児童虐待などの問題もあり、まだまだしっかりと人権に関する取組を進めていかなければならないと思っております。

本日は議題といたしまして、31年度の事業計画、それから人権に関する意識調査、そしてLGBT等の性的少数者に対する今年度の全庁的な取組について御報告等をさせていただきます。来年度は、特に市民意識調査等に基づきまして、人権文化推進計画の見直しということを実施していきたいと思っております。また委員の皆様には、それぞれ忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。

本日は、よろしく願いいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

それでは以後の議事進行につきましては、薬師寺座長にお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○薬師寺座長

皆さん、こんにちは。今日は昨日と変わって風が冷たい中、また年度末で色々お忙しい中、どうもありがとうございます。

今日はいくつか議題がありますので、時間は短いですが、皆さんの忌憚のない御意見を伺いまして、さらに人権文化の推進ということに貢献できれ

ばと思っております。

それでは、早速ではございますけれども、最初に事務局の方から資料の確認と議題の説明をお願いいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

（※配布資料の確認及び次第に沿って議題の説明）

- ・資料1 京都市人権文化推進計画（平成31年度事業計画）
- ・資料1-1 平成31年度事業計画（各区局別一覧）
- ・資料2 人権に関する市民意識調査について
- ・資料2-別紙 人権に関する市民意識調査報告書
- ・資料3 LGBT等の性的少数者に対する今年度の全庁的な取組について
- ・資料3-別紙1 多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～
- ・資料3-別紙2 多機能トイレの表示見直し案
- ・チラシ 「人権擁護委員による特設人権相談」

2 議題

（1）京都市人権文化推進計画 平成31年度事業計画について

○薬師寺座長

それでは、今御説明いただいた、最初の議題である「京都市人権文化推進計画 平成31年度事業計画」について、御説明をお願いします。

○岡田課長（人権文化推進課）

（資料1，1-1に基づき、新規・改善事業を中心に説明）

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。どうぞ御自由に御発言いただければと思います。

では、私のほうから先に。皆さん、発言の準備をされるかと思っておりますので。

今回は新規、改善が多い外国人の施策のところの一つの特徴になっているかと思っております。どれぐらいの方が京都に観光として来られているのか。私は奈良線を利用していますが、京都駅で嵯峨野線に乗り換えると、やはり外国の方が非常に多い。おそらく来年はもっと、それから万博が来れば更に増えると思うのですが、そういうことも含めて外国籍の方々への取り組みが重点的になっているかと思っております。

観光客が大体2017年で5,300万人から5,400万人というところ

です。日本人は若干数が減っているということですが、外国人がやはり増えていくということで、大体750万人くらい1年間で来られる。

そうすると、文化も習慣も色々違うという方がたくさんおられるということなのですが、長期滞在ではないということなのですね。先ほどの観光案内も含めて、外国人の方への説明を強化していくということが、これから必要になってくると思うのです。

一番大事なのは観光だけでなく、やはり市民生活と結びついているところでどういうふうに施策の充実を図っていくかということだろうと思います。そういう点で何か、今回の施策の重点的なものというものはあるのでしょうか。

○藪田課長（観光M I C E推進室）

外国人観光客の受入環境整備につきまして、座長の御指摘のとおり、今年からラグビーのワールドカップを皮切りに、来年がオリンピック・パラリンピック、その次はワールドマスターズゲームズ、その後は大阪・関西万博が開催されるということで、全体の観光客数は、数字としては少し落ちてはきているのですが、引き続き外国人観光客については、今後も多く京都市を訪れられると見ております。

それに対応するために、31年度予算につきましても、外国人観光客の受入環境整備のための予算を計上しております。

主には観光事業者個々で、外国人観光客を受入れるための多言語化の整備ですとか、トイレ環境の整備、W i F i等の整備、それからムスリムのお客様も増えてきておりますので、ムスリムに対応できるような環境の整備、それから従業員、観光事業に従事されている方に向けたムスリムのセミナーですとか、L G B T等への対応に向けたセミナー開催等をサポートするなど資金的な補助制度の創設もしております。

それから、本市ではユニバーサルツーリズムという形で従前から取り組んでおりますけれども、こちらは30年度予算で、わかりやすくするとともに多言語化を含めWebサイトのリニューアルを行なっているところでございます。

○藤田係長（国際化推進室）

今、観光の話が出ましたけれども、国際化推進室で行なっている事業の一つとして、在留外国人に対するコミュニケーション支援や、生活支援といった事業がございます。

座長が統計の話をしされていたので、市内に在留する外国人の状況を申し上げますと、例年12月末に統計をとっているのですが、直近の30年12月末現在で、約4万6,000人おられます。その1年前は約4万4,000人

ということで、この1年間で約2,000人増えております。

傾向としては毎年増加しております、平成28年でしたら4万2,500人とか、1,000人単位の人数がここ最近では増えてきている状況でございます。

そういったことを踏まえて、やはり一番大きな問題は言葉の壁ということかなと思っております。国際化推進室では、別に有識者を交えた会議を所管しているのですが、その会議の中でもやはり多く意見が出てくるのが、そうした言葉の壁を起因とする様々な問題です。

例えば日本のルールが分からないといったこととか、生活していくに当たってどうしていけばいいのか分からない、というような意見が多く出されておまして、そうした対応というのが必要だと話し合っているところです。

そうしたことを踏まえて、31年度の新規事業として二つの事業を挙げております。一つが御説明もあったかと思うのですが、多言語情報発信サポート事業ということで、これは色々な刊行物で多言語対応しているものが多く発行されているのですけれども、やはり外国人目線の刊行物をつくるということが非常に大事だと考えております。

具体的に申し上げますと、京都市の建設局自転車政策推進室というところで、自転車のマナーとかを啓発している冊子を作っているのですけれども、去年作ったものが単に啓発するだけではなくて、外国人目線で一番初めのところに、日本の自転車のルールを載せているのです。市内に住んでいる外国人の方からそもそも自転車のルールが分からない、という意見があったそうです。そういったことも踏まえて、最初のところに日本の自転車のルールを載せるなど、そういった工夫をしている事例があります。

それに類するような事業を、少し幅を広げて全庁的にできないかと思って提案させていただいたのが、この事業になります。

2番目の「地域でつながる日本語教室事業」といいますのが、やはり先ほど申しました言葉の壁というものに関連するものです。よく日本語教室というのが一般的に行われているところですが、それに加えて、例えば2時間の教室の中で、1時間は日本語を学ぶ。残りの1時間で例えば日本の生活文化に起因するような、ゴミの出し方であったり、地域の祭りであったり、身近なテーマを取り上げてゲーム感覚でやるような企画ができないかなと考えています。

ただ「日本語を教えます」というようなものではなくて、参加する外国人も日本の文化やルールについて触れてもらう、そういうような企画を今考えているところです。

少し長くなりましたけれども、日本の生活に馴染めないとかいう意見もよく聞きますので、少しでもそういった取組を通じて改善できればと思っていますと

ころです。

○薬師寺座長

ありがとうございます。

他の方もたくさんあると思いますので、どうぞ。

○藤木委員

今回から参加させていただきます藤木と申します。前任者の直野に代わりまして、昨年の6月から京都新聞社会福祉事業団の常務理事を務めております。

これまでの議論というのは、申し訳ございませんがあまり分かりませんので、一から聞かせていただくのですけれども、今一番深刻な問題として、DVや児童虐待、いじめの問題があります。

その中で本当に、最近の事例では児童虐待など、これは誰もが加害者になるような話なのかどうか。他のいじめとかハラスメントというのは、誰もが加害者になるかも分からないというようなタイプかと思っているのですけれども、DVとか児童虐待につきまして京都市では、それは特異な例なのか、あるいは誰もがそういう立場になるのか、どちらのような見方で、例えば啓発されているのかというのを、まず一つ伺いたいと思います。

それともう一つ、同じような話にもなると思うのですけれども、11番の高度情報化社会における人権尊重というのがあります。ここもネット社会の危険性をアピールするとか、依存性を問うとかいう内容が多いのですけれども、ネット社会という言葉がありますように、もうこれは大きな社会になっていまして、その一方で言論の自由とか表現の自由とか、ビジネスチャンスとか、そういう側面を大きく持っている社会ですけれど、果たしてそういう危険性ばかりを言うことがいいのかどうか。また、ここに関わる誰もが人権侵害を起こす可能性もあれば、フェイクニュースを無意識のうちに流して拡散させているという状況もあると思うのです。

その中で、そういう危険性ばかり言うのではなくて、もっとリテラシーとか、そういうものを教育するとか、さらには、中には一旦拡散したら二度と取り消せないというような表現がありますが、これは本当にそうなのかと。そういう技術的なフォローができないのかとか。そういうような観点もやはりいるのではないかと思うのですが、その2点ちょっとお聞かせいただけましたら。

○薬師寺座長

はい、ありがとうございます。どなたか関係のところの説明がありますか。

○岡田課長（人権文化推進課）

児童虐待とかを直接所管しておりますところが来ていないのですけれども、よろしいですか、教育のほうで。

○菅野課長（学校指導課）

直接は、子ども若者はぐくみ局のほうでやられているのですけれども、やはり早期に子どもたちの状況を確認できる、最初に発見できる、発見しやすい立場にあるというのが学校の教職員です。今教育委員会では、研修等を深めながら、教員がDVや児童虐待を発見した場合は、児童相談所であったり、また子どもはぐくみ室であったり、警察やPTA、学校運営協議会、地域などそれぞれの関係諸機関と連携を深めてやっていくということで進めています。

教育委員会では、今スクールソーシャルワーカーという福祉の専門家なども配置しているところがございますので、学校で発見したものについては、関係機関と連携する中で早期発見・対応というものを進めていきたいと考えているところがございます。

○岡田課長（人権文化推進課）

はい、ありがとうございます。

京都市の中でもそれぞれ所管しているところが違いますので、今教育委員会の事務局からお答えをさせていただきましたけれども、子ども若者はぐくみ局の児童福祉センター、あるいは保健福祉局が所管しているところなど、様々ございますので、そういったところを全庁的にしっかりと共有・連携しながら取組をしているところがございます。

それと二つ目に先生から御質問をいただきました高度情報化につきまして所管局が来ておりませんが、たまたま私は人権文化推進課にくる前に、情報課におりましたので、私からお答えをさせていただきます。

一つ目の御質問で、確かにインターネットの中で差別的な事象や、偏見を助長するような表現が拡散することと、もう一つは取り締まることで表現の自由が侵害されるといった二面性が確かにございます。そういったところは、リテラシーを向上していくというところで取り組んでいかないといけないというところがあります。

自治体としましては、そういった差別や偏見につながる、個人を攻撃する、あるいは個人の人格権を侵害するような表現については、法務局や京都府とも連携をしながら、そういった事象があった場合にはしっかりと、出しているところに対して削除要請を行うということもしております。そういったところは

自治体で連携をしながら取組を進めているというところが1点でございます。

もう1点、技術的に、一旦出たらなかなか取り消せないのではないかという御指摘でございました。まさにそういったことが、海外のサーバを経由して一旦取り消しをしても、また同じものが出回るということで、ここがなかなか技術的にも、一度出ると元から全てをなくすというのは実態として難しいのではないかとおっしゃるところでございます。

この辺り、技術的なところも含めて、我々も見たいなと思っているところでございます。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございました。どなたか続いて、はい。

○藤木委員

まず一つ伺いたかったのは、誰もが加害者になりうる話なのかどうかということですね。DVと児童虐待。被害にあったから相談にのるとか、そういうのが出てきますけれども、もし誰もがなるのであれば、そういう啓発が逆にいる。

ざっとDVで読ませていただいていたならば、予防講座というのをされていますね。予防講座というのはどういう意味でされているのか。それも参考に聞かせていただけたらと思います。

もう1点、後者のネットの話で、技術的な話と言っていたのは、そう諦めてしまわずに、何か解消する方法。例えば今でしたら、ひどい侵害事例があったら、もう軒並みそれを潰すような、消すような、そういう努力がいるのではないかなというようなことです。

○薬師寺座長

はい、いかがでしょうか。どうぞ。

○佐原課長（男女共同参画推進課）

DVに関しまして、誰もが加害者になりうるのかどうかというところでございますけれども、私ども、DV相談支援センターというところを平成23年度に設置をいたしまして、被害者からの相談支援事業ということと、あと啓発、市民の皆様に対する啓発です。あとは関係機関との連携という、大きく分けて3点の観点で取組を進めてきております。

特に啓発に関しましては、御指摘いただきました予防講座を含めて、広く市民の方に対する周知啓発というかたちでやっております。特に予防講座につきましては、現在、配偶者からの暴力というのもございますけれども、デート

DV、交際相手からの暴力というのも課題に上がってございますので、特に若年層に対する啓発ということで、高校での授業等を活用した講座ですとか、そういったものを展開してきているところでございます。

特にDVに関しまして、身体的暴力だけではなくて、精神的な暴力ですとか、心理的なものですね、あとは経済的暴力とか性的暴力など、様々な形態がございますけれども、その背景としては、やはり男女間と申しますか、古くからの女性差別、女性蔑視といった意識ですとか、あと男女間の経済的な格差の問題とか、そういうものがやはりベースにあるのかなと考えてございます。そういった意味では、最初の問いに戻りますと、誰もが加害者になりうるというような状況というのはあるのかなと思っております。

あと最近、男性からの相談というところも着目されておりますけれども、まだまだ女性被害者に比べると数少ないというような状況がございますが、そういったところでも対応するかたちで、男女共同参画センターのほうで男性相談というのを実施しているところでございます。

○薬師寺座長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○長谷川課長（幼保総合支援室）

児童虐待の部分で、誰もがというところですが、この資料の3ページを見ますと、主な課題のところでも少子化の進行、また地域の共同体の希薄化で、子育てに対する不安や負担感、孤立感を感じるとあります。いわゆるこれが課題であると考えます。

児童虐待が特別な環境にある人だけの問題なのかということ、いつ何時、誰でもこういったことに陥る可能性があります。

4ページを開いていただきますと、子育て家庭への支援ということで、例えば子育てに対する負担感や孤立感を解消するための施策ということでやっておりますので、児童虐待のいわゆる事前に防止をするというふうに、こういう支援のところでも対応しています。

特に京都市の場合は、乳幼児健診に9割近い方が来られることがありますので、そういった機会等を通して、こういう負担感の解消ということでやっております。

誰でもこういった孤立感とか負担感を感じる場面というのは起こりうるのではないかと申しますところ、何かそういう不安があれば、どこそこに相談してくださいという支援をしているところでございます。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。

○水垣課長（人権文化推進課）

二つ目の御質問、インターネットによる人権侵害の件でございますけれども、一旦掲載されると二度と取り消せないということで諦めてしまうということはいかがかと。技術的にもっと研究とかが進められるのではないかとというような御趣旨だったかと思えます。

まず京都市におきましては、これまでから京都府とも連携をして、有害な差別事案ですとかそういったものが掲載されている場合につきましては、法務局を通じて掲示板の管理者等に削除の要請をするというようなことを行っているところでございます。

さらに京都府と連携をいたしまして、インターネット上で行われております人権侵害ですとか差別行為などの実態を把握して、問題点について京都府と府下の市町村で共通認識を持つということを目的として、京都府市町村インターネットによる人権侵害対策研究会というものを現在、定期的で開催しているところでございます。私どものほうからも参画をしております。

さらに委員の御質問の件でございますけれども、現実的な観点から見ますと、やはり国による施策というのが非常に重要になってくるかと思えます。この間、全国市長会の国への提言におきまして、インターネット上における人権侵害を予防するために、より実効性のある制度を確立するというのを、全国市長会を通じまして、国のほうにも要望しているところです。

今後ともそういった、諦めずにできるだけ技術的にも削除していくというようなことにつきましても、研究、検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。そのほか、何か。はい。

○松波委員

松波です。この資料の8ページ、9ページの「障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」に関してですけれども、障害者差別解消法が施行されてもうすぐ3年ですが、この市民意識調査では、この法律のことを知っているという回答が6割ほどあったというのを見て、正直びっくりしたくらいです。

「聞いたことがある」というぐらいの市民はそれぐらいいるかと思っていま

したが。私が実際、仕事や活動で関わっているところで話を聞くと、やはりまだまだ、障害者差別解消法のことを知られていないと思われる事例を聞きます。例えば、障害のある人がお店を予約しようと思ったら、車いすは場所を取るからとか、そんな理由で簡単に予約を断られたり、また段差があるところを手伝ってほしいということを申し出ても断られたりするとか、公共施設は大分バリアフリー対応になっていますけれども、民間については本当に変わらないなどいうのを常々思っています。

実際にあった話ですが、新しく開店した飲食店が、全くバリアフリーではなく、お店の人に少し手伝ってほしいということと言っても、全くスロープも用意していないし、想定していない。これは京都市を超えて、やはりまだまだユニバーサルデザイン、建物のアクセスについての強い法規制がないということもあると思うのですけれども、あまりに法律の趣旨が周知されていない。

この9ページの(7)、ユニバーサルデザインのまちづくりで色々な施策はあるのですけれども、京都に観光に来られた車いすの方と一緒に観光しようとしても、車いすで行きやすい、三十三間堂とかそういう場所がありますけれども、「ちょっとここ興味があるから、写真を見てよかったから行きたい」と思ったら、もうはっきり「車いすでの拝観不可」というふうにホームページで書いてあったりします。

もちろん場合によっては限界があるとしても、とりあえず受け入れる、対話していこうという姿勢がまだまだ全般に低いなどいうことを思っています。それが1点です。

もう一つ、雇用と就労に関することです。9ページの(4)で障害のある人の就労支援とありますけれども、昨年、官公庁や一部の自治体が障害者雇用の水増し、実際に雇用していないのに数字をごまかすようなことが広範に、長年行われていたということがありました。

その後、京都市、京都府は、調べたけれどもそういうねつ造は行なっていなかったという調査結果が出て、一応それを信用しようと思うのですけれども、でもまだまだ、なぜこんなに厳しいのかなと思うことが多いですね。

少しお聞きしたいのは、9ページの(4)の取組事業の下から2番目、「身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施」のところで、身体障害者の採用試験に関わって、よく「自力通勤」できる方に限るとか、職務中も全く他人の助けを要さない方だけが募集の対象になっていることがあります。少しでも助けが必要であれば、選考過程に残れないような慣行があると思うのですけれど、京都市については今、その辺り、採用試験の条件とかがどのようになっているか、少し説明いただけたらありがたいです。

3点目、これは10ページの(10)「保育・学校教育」のところ。「イ

ンクルーシブ教育の理念のもと」ということで、いくつかの施策が書いてあるのですけれども、本来インクルーシブ教育の理念というのは、障害者権利条約であるように、基本、分離隔離されずに地域社会の中で質の高い教育を受けられる権利があるという記された条文と矛盾しています。

もちろん現状、多様な学ぶ場があって、保護者や本人の意思が尊重されるという流れにはなってきたとは思いますが、インクルーシブ教育の理念のもとで障害のある子どもの育ち、学びを支えるとなったら、特別支援教育だけじゃなく、「教育」全体としてこの課題の重要性を認識して、理解、啓発が行われなければならないと思うのです。

この10ページの(10)の保育に関しては、障害のない子どもを含めて、ほかの子どもと共に育つといった文言があるのですけれども、本来、小学校以降についても総合育成支援教育の取組、もちろん京都市の進んだ部分もたくさん存じていますけれども、でも基本、障害のある子どもが育つ場は多様にあるけれども、どこにあってもインクルーシブ教育の理念が、学校卒業後も地域の中で排除されずに、様々なつながりの中で生きていくということを目指して行われるものなので、本当はこのインクルーシブ教育の理念は総合育成支援教育の場だけでなく、教育の全般において大事にされなければいけないものだと思います。

もちろんそういった認識はあるかと思うのですけれども、障害のある子どもについては、総合育成支援教育で対応するというようにも読めるかなと、その辺りが気になったのでお聞きしたいと思いました。以上です。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。今の点で、何か。

○阪本課長（障害保健福祉推進室）

1点目の障害者差別解消に関する意識調査の結果と、先生が実感されている部分とがちょっと乖離しているのではないかということがあったと思います。

我々、障害保健福祉推進室といたしましても、まだまだ障害者差別解消法の内容、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供ということに関しての啓発は不十分だと感じております。また先生御自身にも御協力をいただいて、我々も市民向け、研修を開催させていただいておりますけれども、そのアンケートを見ましても、まだまだ知らなかったというような御意見がたくさん寄せられております。引き続き市民の皆様、それから事業者の皆様に対して、こういった差別解消の取組について知っていただくことが大事かなと思っております。

実際、例えばこれは全国的な事例で報道があったものですが、聴覚障

害がある人がレゴランドという施設に入ろうとしたら、火災などがあつたときにお伝えすることができないから入場を拒否するというようなことがあります。そういった、十分に配慮できていないところがまだまだあるというように思っております。それも一つ一つ、対話によりまして理解を進めていくことが必要なと思っております。

事業者の対応に関することについては、京都府の所管となっておりまして、京都市では京都市の事務事業に関する相談を受けておりますけれども、京都府とも連携して、そういった理解が進むように努めていきたいと思っております。

○薬師寺座長

はい、どうぞお願いします。

○伊藤課長（人権文化推進課）

市職員の採用試験に関することでございます。私は、現在は人権文化推進課で別の職務に就いておるのですけれども、前任が人事委員会事務局のほうにいましたので、把握している範囲で御説明させていただきたいと存じます。

障害のある方を対象にいたしました京都市職員採用試験に関しましては、委員御指摘のように、就労するにあたって介助を必要としないという条件がこれまで付されていたところでございます。これにつきましては、先般、新聞報道等でもそういった条件が残っている自治体として報道されており、本市でも、ただ今検討をしていると聞いております。

○薬師寺座長

では引き続き、お願いします。

○菅野課長（学校指導課）

インクルーシブ教育のお話があつたかと思うのですけれども、確かに本市でいうところの総合育成支援教育と特別支援教育のところ、非常に大切な理念ということで様々な取組を進めているところがございます。

そうでない、特別支援教育以外のところでも大切な視点じゃないかというお話だつたと思うのですが、本当にそれはそのとおりだと私も感じております。こうした中で、例えば障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒の相互の触れ合いを通じて、互いに正しく理解し、共に助け合い支え合って生きていくための交流であるとか、共同学習というのは、今学校においても非常に積極的に進められているという認識でございますし、また全ての子どもが障害についての理解・認識を深めて、互いを尊重して、共に成長し合う教育というのは

非常に大切ということで、これからも大切にしていきたい姿勢であると思っております。

本市の教育で大切にしている「一人一人を徹底的に大切にする」という理念がございます。まさにインクルーシブ教育とも通じるところであるかと思うのですが、やはりそれぞれの個別のニーズや、その子に適した、個に応じた指導といったかたちで、それぞれの子どもたちに合った教育ということで、それぞれが成長していけるようなものということで、京都市の学校はそういう教育を目指しているところがございますので、引き続き、先生がおっしゃっていた視点も踏まえて、進めていければと考えているところがございます。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。どうぞ。

○玉置委員

私は人権擁護委員という立場であり、現在、法務局のほうの相談体制としましては、相談から調査、救済、そしてそれにフォローとして、またきちんとした啓発もリンクさせるというように、この三位一体の活動というものを深めようとしているところでもあります。

また法務局というのは、ありとあらゆる分野のものが相談という中に入ってきますので、本日のこの事業計画のほぼ全てがやはり対象になってくるということで、質問させていただきたい項目がありすぎて少し困っています。

その中で、先ほど子育て、子ども虐待の話が一部出ました。それに関わって法務局にも子どもに関する相談が入ってまいりますし、そして子どもたちの生の声もやはり「子どもの人権110番」に入ってまいります。そのような中で感じるのですが、やはり今、子どもたちが置かれている家庭環境、色々な孤立、それから様々な親御さんの問題がそのまま子どもに移ってきている。そういった環境の中に置かれている子どもたち、それが虐待という部分に出てきたり、子どもの孤立になってきたり、あるいは居場所づくりを必要とするというような状況になってきたり、様々な課題が出てきていると思われまます。

この中で、いくつか教えていただきたいことがあります。それは教育委員会さんのほうで「心の居場所づくり推進」、これを改善されて、拡充して充実させていこうということですが、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーが配置されるのは、派遣というふうに先ほどの質問にお答えがあったのですけれども、派遣されるということは、いわゆる何箇所かを兼任して、掛け持ちで回っていくようなかたちなのか、1校あたりに専任というかたちで配置という、そこに常駐のように配置されるのか。どのようなかたちなのかということと、

資格要件、つまりどういった方々がそこに採用されて配置されているのか。そして学校の中で、子どもたちがどのような時間帯にどう相談できているのか、どう対応できているのかということをもまず教えていただきたい。これまでの取組の中で、特徴的なことが何かあれば教えていただきたいなと思います。

その中で、法務局でも、「子どもの人権SOSミニレター」というもので、悩みがあれば郵送で届くというシステムがあるのですが、学校によってはいまだに「そういうものがあつたのですか」という声が聞かれます。

ですから、本当に子どもたちのところまで届いているのかなというのが非常に不安になりまして、学校以外のところでもできるだけ子どもたちのいそうなところには、持って届けにいこうというようなことも、今考えているところです。

いかにして子どもたちの声を聞いていくかということが、非常に大きな悩みで、先ほど出ていましたインターネットや誹謗中傷だけではなく書き込み、写真、そういったものが非常に子どもたちの間でも深刻な問題になっています。

いじめたか、いじめられたかと言ったら、今日はいじめたけど、明日はそのいじめた者がいじめられるというふうに、子どもたちの社会というのは、常に加害者が被害者、被害者が加害者というようなことが順繰りに回っている。

そういったようなことをいかにして教育の中で伝えるのか。携帯会社等が、色々な教室を行ってくれますので、私たちも同行させてもらうことがありますけれども、それでもやはり子どもたちに届かない。「なぜなんだろうか」、そういうようなことを思います。学校が今、働き方改革で先生方は大変だと思えますけれども、やはりそこを制度としてソーシャルワーカーなんかは十分入り込めるのであれば、被害者と加害者の関係はどうなっているのか、またさらにそういったことを子どもたちに届けるにはどうしたらいいのかというところを教えてください。

それから二つ目に、子どもの居場所づくりのなかで、子ども食堂というものがあります。これを充実させていこうということは非常にいいことだと思いますけれども、高齢者の取組のときもそうでしたが、居場所づくりに補助金を何年かは頂けるのですけれども、何年かはそういう補助金がつく。しかしながら、本当に来てほしい子どもたちがそこに来るかと言ったら、いやそうではないのだと。子ども食堂を運営している方が言っていました。「本当に来てほしい子どもたちは来ないんだよ。そういう子どもたちは、ここに来てくれるまでにまだまだ時間がかかる。大分先の話だ」、そういう声がやはり届いてきます。

やはり来てほしい子どもたちにどうしたら声をかけられるのか。「学校が状況をしっかり把握していて、必要な児童・生徒に適切な情報を伝えている」というようなことを聞いたこともあるのですけれども、なかなか全体がそうなって

いないんじゃないか。先生によっては、それを言うてくださる方もあったのですけれども、なかなかそういう環境にもなっていない。

子どもたちが居場所を得て、のびのびと、健やかに育っていくために、この辺りのところをこれから事業としてどういうふうに伸ばしていったらいいのか。その辺りを教えていただきたいと思います。以上です。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。それでは、よろしく申し上げます。

○菅野課長（学校指導課）

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについてということでも、申し訳ないのですけれども、これも専門でやっているところが生徒指導課というところで、私どもの学校指導課とはまた別の部署なのですが、私の分かる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、私も派遣と申し上げて、配置かどうかということなのですが、一応言葉としては配置を使っておりますが、今先生がおっしゃられた趣旨で申し上げますと、例えばスクールカウンセラーでありましたら、学校によって年間の時間数というので決めております。小学校であれば年280時間ということで、1日8時間の35週ということですので、週に1回来られる学校がある。また2週に1回の学校がある。

それから中学校については、基本的には多くの学校では8時間を35週ということで、週1回は必ずいるような、そういったかたちでのものになっています。その他、重点配置している学校とかもありますけれども、概ねそういったかたちでございます。

それからスクールカウンセラーの要件につきましては、本市におきましては、全て臨床心理士の資格を持っております。教職員へのコンサルテーションであったり、教育相談体制への教職員に対する助言、援助、それから実際のカウンセリングということで、児童・生徒であったり、保護者のカウンセリング等、そういったスクールカウンセリングの職務を行なっているということでございます。

それからスクールソーシャルワーカーでございますが、30年度で51校ということで、小学校50校、それから定時制の高等学校1校です。それから派遣型で1名ということで配置をしております。

これもずっといるということではなくて、基本としては先ほど申し上げた年間35週というのが大体教育、学校の基本的な週数でございますので、それに週1回8時間勤務ということでさせていただいております。

スクールソーシャルワーカーの条件ということで申し上げますと、社会福祉士、精神保健福祉士、または臨床心理士の資格を有し、教育相談または児童福祉等の分野での業務が1年以上あるということのいずれかを満たす者ということで進めております。

このスクールソーシャルワーカーでございますけれども、学校と関係機関の連携であったり、教職員へのコンサルテーション、研修会、ケース検討会とか校内委員会の出席等、勤務校の校長の指示のもと、そういった職務を行っているということでございます。また、ソーシャルワークに関する教員研修などを通じて、全市にソーシャルワーク的な支援のあり方を普及させることも目指しております。

○薬師寺座長

どうもありがとうございました。

○岡田課長（人権文化推進課）

子ども食堂についてでございますけれども、本日所管のほうが他の業務で来ておりませんので、申し訳ございませんけれども個別で後ほどお答えさせていただきますと思います。

○薬師寺座長

では後日、電子メールでお送りいただければと思います。

（2）人権に関する市民意識調査について（報告）

○薬師寺座長

すみません、まだまだあると思うのですが、実は今日は3つの議題がございます。次の議題が市民のアンケート調査の結果です。先に御報告いただいて、一度に合わせて議論を続けさせてもらったらと思うのですが、そういうことで良いでしょうか。

はい、ではすみませんけれども、次の議題の説明をお願いいたします。

○岡田課長（人権文化推進課）

（資料2、別紙調査報告書に基づき説明）

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。それでは1の議題を踏まえつつ、今の2の議題についてご意見をお願いします。これは京都市人権文化推進計画の中間見直しの際にも検討の基盤になるものですので、アンケートを含めて中間見直し等で御意見、御質問等があれば、御発言いただきたいと思えます。

○森委員

今報告書72ページのところに、人権侵害の内容は職場におけるいじめ、ハラスメントが最も多いとありますが、これは私も常々実感をしているところです。連合京都としても、かなりの相談件数、各労働組合への相談件数というのも増えてきているなど感じています。

その上で、やはり働く者がメンタル不調に陥って病気を発症し、そして休職、最悪自死というところも何件もあり、私も一番悲しい実態も見えてきている経験はあるわけです。

私ももう50代後半なのですが、今の若い人たちと壮年以降のものの考え方とか、生活、生い立ちを含めて、かなり環境が変化をしてきている。その変化をしてきているということを踏まえて、企業も、言い方は悪いですけども仕事の与え方とか、接し方とかいうようなところが、やはり追いついていないという気はしています。つつい根性論で、何につけても労働者にももの言う、指導するという体質、体育会系の体質というものが、まだまだどこの企業にもあるのだろうなということを感じるところです。

常々、色々経営者の方ともお話をする中で、私自身が所属している職場の中でもそういった観点でもものは言うのですが、なかなか目に見えて改善をするというところはなく、逆に適応障害を含めてメンタル発症者が増えてきているというふうには思えます。

なぜ相手を攻撃するか、強くものを言うかというようにところで言うと、やはり家庭、そして教育現場における人とのコミュニケーションが少し弱いのだろうなというふうに思えます。家庭でなぜそういったことが起きるかという、やはり核家族、共働きが増えることによって子どもが、先ほどの話もありましたけれども、孤立をしている。こういうように全てが絡み合った結果が、職場においても、社会においても、こういうハラスメントという事象がなくなれないというような気がしています。だから、どれか1点、これを解決すれば全て本体が解決するとは思いません。

別に回答というのは求めてはいないのですが、先ほども、はぐくみの絡みでありましたが、青年層、壮年層の引きこもりというのも実は増えてきているというふうに認識しています。なぜかという、その人たちは全く相手の人を信頼しないというのが一番の理由です。相談所なり、学校なり、病院なり、

色々相談するのですけれども、全て行った先々でフォローがされなくて、行ったきり。それで全て片付けられるというように、横の連携が全くできていなくて、完全に人間不信に陥っている方の引きこもりが多くなって、それが結局、家庭内暴力とかにもつながっていくというようなことです。

あるセミナーでNPOの方から聞いたこともあるのですけれども、市役所も含めて、結局子どもたちの信頼性を損なう。結局、誰かれ、どこかの部局に任せて、それで事は終わりというようなことには決してしていただきたくないなと思います。

例えば、子どもだけに限らない引きこもりということに対する対策も、何かとっていただけるのであれば、次の具体的な行動計画の中にも組み入れていただきたいなと思うところです。

我々、労働組合の立場からも、職場からのあらゆるハラスメントの解消に向けては引き続き、責任をもって取り組んでいきますが、なんとか職場だけに限らず、そこに行政ともうまく絡み合って、ことを進めていければと思っております。

ちょっとまとまりがないのですけれども、感想的なこととして発言をさせていただきました。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。何か市のほうで発言があれば。特になければ結構です。

今のご発言で指摘されたようなことは、大学関係者の目から見てもやはりありますね。卒業して会社等にいったん就職した学生の中にも、4～5年すると転職していたというケースは昔から結構多かったのですけれども、転職ではなくて、会社を休んでいるという人が今増え始めていると思われまます。

大学で最近目立つのは、目の前に話している本人がいるけれどもコンピュータを使ってメールで話をするといったことがあまり不思議でない世界になっているということです。お互いに目の前に見えているのだから話をすればいいのにというと、それはやらないと。そういう世代というか、そういう人同士のコミュニケーションの仕方が変化しているようです。

先ほども気になったのは、年齢別のアンケートの中に、普通、高校までは学校で人権教育とかそういうものがあって、一方では自発的にというのではない場合もあると思うのですけれども、人権感覚的なものはずっと持っている。ところが、このアンケートを見ると、20代、30代のところがかなり低い。

実はお隣の滋賀県でのアンケートでも同じ結果が出てきます。これが非常に心配なことだと思っています。

他方、アンケートの結果を見ると、人権教育という点で重要なのは社会と、学校だと言っているわけですね。これは学校という、義務教育から中等教育くらいまではそういう場を通じての人権教育に日頃接しているのだらうと思います。

一つは大学ですね。大学人として非常に残念ですけれども、やはりその世代で人権意識が落ちこんでいるというのをどうしていくかということと、もう一つは、インターネットを使える世代というのは若い人に多いということになると、先ほども言われたように、テレビの世代とは異なり、コンピュータの世代を超えて、既にもうスマホの世代になっています。スマホのほうが早いという世代になると、今のツイッターだとか、ユーチューブだとか、そういうものがコミュニケーションの主たる媒体となっているようです。そうすると、そういう媒体でのコミュニケーションにおいて人権というものをいかに短い時間で教えるか。長くやると、そもそも授業でも聞かないです。そういう世代に、人権をたった5秒で見るといえるのはどうやったらできるのか。そういうことも含めて考える必要があるのではないかと感じます。これも感想的なものなので、申し訳ないですが。

それと合わせて、最初にあった回答のところですけども、若い世代が回答を返してくるというのは、学校で長文のレポートを書くということが少なくなっている学生が、インターネットとかそういうものだったらおそらく返ってくるものがあるだらうと思います。そういう意味ではアンケートについても経緯初についても紙とインターネットの併用ということも含めて、考えていったほうがいいのではないかという感じがしました。感想のようなことで申し訳ありません。

○土井部長（くらし安全推進部）

今いただいたことについて少し、京都市側の感想というかたちで述べたいと思います。

人権ということが本当に最近では広がりを持っていて、最近では多種多様になってきたと思います。最初はどちらかと言いましたら、心の問題ということで、心の声の発露の中から他人を傷つけるという言動というのが問題だったのですけれども、最近ではもう働く方の人権も含めて、大分範囲が広がってきている中で、単一的に解決ができていうよりも、幼いときからの育ちであったり、環境であったり、様々な要因が複合的に絡み合っている。そういうものが積み重なったうえで、出てきているということです。

今後、人権のアプローチの仕方について、相当考え込まないと、なかなか単一ではなくて、行政だけではなくて、全体を含めて色々なアプローチを考えて

いかないと解決できないようになってきているのかなと思っています。

その意味では、大変、我々も頭の痛いところがあるのですけれども、かといって京都市のほうも、やはりそれについて、行政として取り組まないといけないところは取り組まないといけないと思っていますので、懇話会の御意見をいただきながら中間見直しのほうもしっかりと進めていきたいと思っています。

それから、今回アンケートの回答率が5%くらい下がっているということで、市会の委員会のほうでも、若者の人権意識が薄らいたと指摘されています。我々も調べたのですけれども、全国的にやはりこの手のアンケートは減ってきているということですが、やはり多くの方に反応していただく必要もあると思っています。

そうすると、統計の取り方の正当性といいますか、色々な媒体を使って行う統計のやり方が、特に統計上問題なく、市民の意識の反映につながるということであれば、できるだけやはり若い人の意見をしっかり吸収していかないと、なかなか実効性のある計画になってこないのかなと。

その辺りは5年後、たぶん今の人権計画の抜本的な改定ということになりますので、そのときにはしっかりと検討していきたいと考えております。

それと今回の意識調査の中で、高齢者と若年者で意識の違いが相当出ているものもございます。特に、我々が今回少し気にしていましたのが、インターネットの差別というのがありまして、先ほども議論が出ましたけれども、一番恐ろしいのはやはり拡散性ということと、それから情報の発信者がなかなか特定できないという部分の中で、様々な機会にあちこち侵入していくということで、一旦発信されてしまいますと、将来的には物理的に防ぐことができる時代が来るのかもしれませんが、現時点では一旦出てしまうとなかなかそれを消すことができません。

個人が名前を使わないという安直なかたちの中での発信というのがかなり見られますし、その結果として様々なかたちで傷つく人がいるというのが現状だと思っています。

ここも法律的には表現の自由等の問題もあるのですけれども、総務省のほうも最近、そこに踏み込んだ議論というのが始まっていますので、我々も人権の立場として、そういう話もしっかりと伝えていかないといけないのかなと考えています。先ほど市長会の要望という話もありましたけれども、我々行政としても、取組を継続していかないといけないと思っています。

それと、他のことで申し訳ないのですけれども、最近、小学生の携帯というのかスマホは、新聞を見ていると小学生高学年で5割くらいの子どもが持っている。中学生になると7割、8割ということになる。これからやはり、そのアプローチというのがかなり大切になるのかなと思っています。

これから社会の中で、情報伝達の中では切っても切れない、不可欠なものという面もあるのですけれども、逆にいうとやはり怖さを内蔵している部分もありますし、視点を変えたらそれを使うことによって、また別の新たな啓発などができるのかもしれませんが。いずれにしてもこれからスマホとか、そういうものについては、1人1台の時代の中で、いい意味でも悪い意味も含めて活用というのをしていけないといけない時代になってくるのかなど。そういうことについても、人権というよりも、少し情報的なアドバイスも受けながら考えていけないといけないのかなど思っているところです。

少し主観的な話で、あまり確定的な話はありませんけれども、そういうことも十分踏まえながら、今後、中間見直しのほうも取りまとめていきたいと思っております。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

○玉置委員

1点だけ。7月に向けて骨子案が練られると思いますけれども、そのときに、その他の人権課題についても適宜見直していくというような表現はあるのですけれども、その際、今回のアンケートの中でインターネットの問題、いわゆる厳罰というこの考え方を強化するという、この1項が非常に大きいです。この問題の受け止め方によっては、今後のインターネット社会に対する問題というのが大きく左右される可能性もあると感じています。

この問題を事務局としてどう受け止められるのかということも含めて、慎重に御検討いただいて、骨子案をお考えいただけないかなど。その辺りだけお願いいたします。

○藤木委員

インターネットの設問のところに、なぜ厳罰という言葉が入ったのか。何か誘導しているような。だから客観的な意識調査というより、厳罰すべきというようなトーンになって、どういう意識を持っておられるのかが逆にあれで分からなくなっていると感じます。

少しネットから離れますけれども、ネットの社会も一つの社会として見ないといけないという御意見もありますし、もう一つ、リアルのほうの社会。特に児童、高齢者、障害者全て考える上で、最終的な結論としたら、地域社会づくりというのが一つの大きな解だと思うのですが、ただ京都市、146万人のこの大きなところで地域社会を論じてあまり効果的じゃない。

そういう意味では、もっと農村的なところとか、マンションばかりのところとか、色々な地域性がある中で、今度の全体の施策を見ていましたら、なぜ各区にそれぞれの特徴的なモデルづくりとか、そういうのがないのかがすごく不思議だった。

だから、次の中間見直しではもっと地域性を重んじて、もっと個別具体的なものを振興するような、そういう案を是非入れて行ってほしいし、また、私も社会福祉事業団で色々やっていますけれども、やはりもう地域づくりというところに最終的には行き着くのですよね。認知症の方とか。

ですから、その辺りがこの計画には不足しているのではないか。つまりリアルとネットと、二つの両側からやはり追求していくほうがいいと思っています。

○薬師寺座長

はい、どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

○松波委員

1点だけ、感想ですけれども、この62ページからの問14で障害者に関わる設問、これは結果としてとてもいい設問だったと思っています。というのは、62ページに見られるように、付添いを条件とすることを差別と考える人は約3割しかいなかった。また次の64ページですね。一人一人の配慮の申し出に応じることは、やりすぎではないと考える人は5割を超えるけれども、やりすぎだ、そこまでしなくていいと考える市民もまだ多いということがこうやって明らかになったというのが、現在の人権意識のあり方を非常によく表しているなと思います。

障害のある人に親切にしたいとか、そういう気持ちはあっても、付添いがいたほうが安全じゃないか、付添いを条件にすることは悪くないと考える人が多数派だというのは、これは非常によくわかる、実際そうなっていると思います。

でも、それがどうして差別と認められるのかというと、付添いをつけるという条件をつけることによって、実際に障害のある人の参加する権利を奪っているからですよね。特に文化・芸術を享受したり、スポーツに参加したりする権利が制限されている現状があります。またそれだけでなく、障害のある人は無力だ、一人では危ない、どうなるか分からないという思い込みがあることが分かります。それは、人として尊重されていない、半人前と見なされるということで屈辱を与えていることなのですね。

でもそこに気づかずに、良かれと思って、付添いを求めるのは当たり前だと考える市民が多いということは、全体的には障害者への人権意識が高まってきたといっても、まだここは課題だということをよく表していると思います。

同時にこれは、子どもや高齢者に対しても、こういう保護すべきという善意はあるけれども、相手の意見とか主体性を認めないというのは、それは子どもや高齢者への人権意識とも関わる場所だと思うので、こういった課題が明らかになったというのは非常に良かったと私は思いますし、この結果をいかした啓発が今後行われていくといいと思います。以上です。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

○岡田課長（人権文化推進課）

あまり時間がないようですので、一言だけ。

今の玉置先生と藤木先生のほうから、60ページのインターネットの設問の下から3番目のところですね。今回、「罰則を強化すべきだ」という設問にしていますが、実は前回の平成25年の時と設問を同じかたちにしておりまして、その辺り、今先生の御指摘を受けて考えますと、やはり次回に向けてはこの設問の仕方は、これだけインターネットが普及した中では考えていくべきだかなと思っております。例えば、ほかの1とか2とかのように「許される」というような書き方とか、少しまた工夫はしていきたいと思います。

（3）LGBT等の性的少数者に対する今年度の全庁的な取組について（報告）

○薬師寺座長

まだまだあると思うのですが、少し時間が迫っています。申し訳ないのですが、議題3のほうを説明いただいた上で、その辺りの議論をいただくということで、すみませんけれども3のほうに進ませてください。

それでは事務局から、よろしく申し上げます。

○岡田課長（人権文化推進課）

（資料3，3－別紙1，3－別紙2に基づき説明）

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。予定の時間を少し過ぎて申し訳ないのですが、極めて重要な問題だと思いますので、もしこの件に関して御意見等がございましたら、どなたでも御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

もちろん課題は色々あって、一度にということではなくて、まず庁内で議論を進めていった結果、できるものから始めていっているということで、これで

問題が終わるということでは決してありませんので。いかがでしょうか。

では、特に御発言がないようでしたら、折角の機会ですので全体を通じて何か、先ほど言い残したというような点がありますでしょうか。はい。

○岩渕委員

時間が来ておりますので少し気にはなるのですけれども、見直しをということでございますので、この見直しの中に、色々な制度を決めて、その制度から今後の人権について一層充実に向かっていくという側面は非常に大事だと思うのですけれども、また一方で、これからの子どもの保育とか教育の中で、今回学習指導要領とか、教育要領とか、保育指針というのが改訂されました。その改訂された中身に、正しいことを自分一人だけで見つけるのではなしに、人の意見を聞きながら答えにたどり着く、今ある答えよりもっと良い答えを見つけていくということがうたわれています。

そうなってくると、そのことを子どもだけではなしに、大人も学んでいかなければならないという面があると思うのです。それは指導要領の中に、社会に開かれた教育課程と書いてありますので、学校での教育の方法は地域、社会、家庭にも発信してください、ということだと思えます。

その中で、人が考えて、僕はこう考える、私はこう考える、人は少し違う意見を持っているなど。色々な考え方の中でこれから生きていくということを子どもたちが学んでいくとすれば、大人も同じようなかたちで学べなかったらいけないというようなことが、これからの人権の取組の中に非常に大事になってくると思えます。どうそれを反映していったらいいのかというのは分かりにくいのですけれども、地域では2025年問題などを踏まえながら、お年寄りがどんどん増えてくる中で、どうしたらいいのかということをお社会福祉協議会とか民生委員とか、色々なお考えの中で色々な取組をされていますので、先ほど藤木委員がおっしゃったように、色々な地域のより良い取組が反映されていくようなことが、これからは大事なかなというようなことを感想として思いました。時間がない中で勝手なことを申し上げました。

○薬師寺座長

ありがとうございます。そのほかにもございますでしょうか。

それでは、今日は大変充実した議論をいただきまして、ありがとうございます。

まだ言い切れなかった点がございましたら、これはまた電子メール等を通じて届けるということで。今日全部の回答がなかったものについても、また委員のほうに電子メール等を通じてお返しいただければと思います。

大変お忙しい中ありがとうございました。少し時間が足りないという面もあったかと思えますけれども、特に御質問がないようですので、議題については以上で終了させていただきたいと思えます。

それでは事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

○土井部長（くらし安全推進部）

予定の時間を超えまして熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

京都市でも、先ほど出ましたけれども、地域のコミュニティというのは今後色々な意味で、行政を進めていく中で一つの大きな要件だと思っております。こうしてしっかり連携をとっていかなければ、やはりなかなかリアルな面での対応というのは取れないなということも我々は実感しております。今の計画の中では、そこまで読み取れるような活動をしておりませんが、全体としましては、やはりしっかりと取り組んでいかなければいけないということだと思っております。

そうした御意見も踏まえまして、最近の人権傾向は大体重くなってきて、これからどういうかたちで進めていくのかについては、私どもも頭を痛めているところでございます。それでも一生懸命頑張って、案をつくりまして、次回の委員会のほうでは一定の我々の考え方のもとでこういう案を作成しましたということの御報告をさせていただきたいと思っております。

来年度、そういう意味では大変御負担をおかけしますけれども、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

（終了）